

令和6年度第2回習志野市都市計画審議会会議録

1 開催日時 令和6年8月6日(火)午後2時00分～午後3時50分

2 開催場所 習志野市庁舎5階 委員会室

3 出席者

【会長】日本大学生産工学部 教授 廣田 直行

【副会長】習志野市議会議員 荒木 和幸

【委員】千葉工業大学創造工学部 助教 磯野 綾

習志野市農業委員会 委員 櫻井 茂雄

(公益社団法人)千葉県建築士事務所協会 宍倉 義昭

東邦大学理学部 准教授 柴田 裕希

千葉県行政書士会葛南支部 鈴木 清子

(社会福祉法人)習志野市社会福祉協議会 副会長 高橋 君枝

習志野商工会議所 根本 立人

習志野市議会議員 飯生 喜正

習志野市議会議員 入沢 としゆき

習志野市議会議員 大宮 こうた

習志野市議会議員 木村 孝

公募委員 葛谷 弘美

公募委員 森嶋 準一

【事務局】都市環境部 部長 森野 繁

都市計画課 課長 森川 善文

都市計画課都市計画係 係長 河合 博和

都市計画課計画指導係 主査 梅田 麻衣子

都市計画課都市計画係 副主査 中村 斉子

都市計画課計画指導係 主任技師 白井 あゆ美

都市計画課都市計画係 主任技師 谷山 春菜

【関係者】都市再生整備室 室長 多田 弘一

都市再生課 課長 藤井 正信

都市再生課計画係 係長 星川 瞬

都市再生課事業係 係長 高山 周治

区画整理課 課長 大和久 恭広

区画整理課計画係 係長 渡部 祐樹

区画整理課計画係 主任主事 平澤 彩奈

公園緑地課 課長 金坂 雅樹

公園緑地課 主幹 田村 賢司

#### 4 議題

- (1) 会議の公開
- (2) 会議録の作成等
- (3) 会議録署名委員の指名
- (4) 審議

- 付議第 1号議案 習志野都市計画第一種市街地再開発事業の決定
- 付議第 2号議案 習志野都市計画高度利用地区の決定
- 付議第 3号議案 習志野都市計画特定街区の変更
- 付議第 4号議案 習志野都市計画地区計画(津田沼駅南口駅前地区)の決定
- 付議第 5号議案 習志野都市計画道路の変更
- 付議第 6号議案 習志野都市計画駐車場の変更
- 付議第 7号議案 習志野都市計画緑地の変更
- 付議第 8号議案 習志野都市計画用途地域の変更
- 付議第 9号議案 習志野都市計画高度地区の変更
- 付議第10号議案 習志野都市計画防火地域及び準防火地域の変更
- 付議第11号議案 習志野都市計画地区計画(鷺沼地区)の決定
- 付議第12号議案 習志野都市計画公園の変更

- (5) 報告

- 習志野都市計画生産緑地地区の変更について

- (6) その他(事務連絡等)

#### 5 会議資料

- (1) 会議次第
- (2) 付議書綴り
- (3) 意見書の要旨の提出について
- (4) 【資料1】生産緑地地区の変更について

#### 6 議事内容

(廣田会長)

ただいまより「令和6年度第2回習志野市都市計画審議会」を開会する。本会議は規定により、委員8名以上の出席が成立要件となっているが、全15名の出席であり本会議は成立した。

本日は議事次第に沿って事務局から説明いただき、その後委員より御意見をいただく。本日は12の付議と報告がある。円滑な会議の進行に御協力をお願いする。

## 【日程第1】 会議の公開

(廣田会長)

本日の会議は原則公開となっているが、内容により公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度お諮りさせていただくがよろしいか。

(委員一同)

異議なし。

(廣田会長)

それではそのようにさせていただく。なお本日の内容に非公開事項になると思われる案件はない。傍聴者については、定員に達するまで随時傍聴希望者の入室がある。傍聴の皆様は私語を謹んでいただくよう御協力をお願いします。

また会議の公開に際し、今任期の公募委員応募者のうち公募委員とならなかった方は、特別傍聴人として審議会等の会議の傍聴が可能である。特別傍聴人は審議内容について文書をもって意見を述べるができる。この意見の取り扱い方法は会長、副会長に一任していただき、次回審議会で報告することとしたいが異議はあるか。

(委員一同)

異議なし。

(廣田会長)

異議がないようなので、そのように取り扱うことに決定する。

## 【日程第2】 会議録の作成等

(廣田会長)

次に日程第2「会議録の作成等」についてお諮りする。会議録はこれまでどおり、署名をいただく会議録は全文記録、公開する会議録は要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載し、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーで公開したいと考えるが異議はあるか。

(委員一同)

異議なし。

(廣田会長)

異議がないようなので、そのように取り扱うことに決定する。

### 【日程第3】 会議録署名委員の指名

(廣田会長)

続いて日程第3「会議録署名委員の指名」についてお諮りする。会議録の作成にあたり、会議録署名委員を私から指名させていただきたいが異議はあるか。

(委員一同)

異議なし。

(廣田会長)

異議なしと認める。名簿順で櫻井茂雄委員と柴田裕希委員を指名させていただく。

### 【日程第4】 審議

(廣田会長)

続いて日程第4「審議」に入る。本日の審議にあたり、本日付で1件の付議書が交付されている。事務局よりはじめに津田沼駅南口地区に関する付議第1号議案から第7号議案について説明願う。

#### (4)審議 付議第1号議案から第7号議案について

#### (都市計画課 河合係長より資料に基づいて説明)

(廣田会長)

今回の資料26ページの図面は縦覧に使われた図面か。

(都市計画課 河合係長)

縦覧の図面ではない。

(廣田会長)

縦覧図面は前回の都市計画審議会でも出されていたものか。

(都市計画課 河合係長)

そうである。

(廣田会長)

資料の表記が前回に比べ分かりやすくなったと思う。

ただいまの説明に対して御意見御質問をいただきたい。

(入沢委員)

意見書に対する市の考え方についての質問でよろしいか。

(廣田会長)

付議第1号議案から7号議案についてお願いします。

(入沢委員)

何点か質問させていただく。土日にあった津田沼駅南口地区の再開発の説明会ではどんな意見があったのか、またタワーマンションの建設についてどう考えているのか、風害の問題と、7号の緑化の問題について伺いたい。

(廣田会長)

4点でよろしいか。土日の説明会での住民から御意見はどのようなものがあったか、タワーマンションの建設についての考え方、それに伴う風対策等について、最後に7号議案の緑化について御説明いただきたい。

(都市再生課 星川係長)

説明会には、8月3日土曜日は227名、4日日曜日は142名の多くの方に出席していただいた。駅前広場の工事期間中の交通計画について、通行止め期間等の説明を行ったため、それに関する御意見をいただいた。また風対策やタワーマンションについて、商業施設に入る施設や公衆用トイレの必要性について等、様々な御意見をいただいた。

タワーマンションについては習志野市の都市機能という意味では、都市居住の導入について求めており、教育環境への影響を推計した中では、現在のところ1,100戸程度の住居については受け入れられると判断している。

風害については、野村不動産(株)で風洞実験を実施し、その結果を説明会でも説明した。各道路等に観測点を設け、実際に模型を作って風を流すという実験の検証の結果、従前と従後で特に大きな風の影響がなかったと報告を受けている。

緑化については、今回津田沼緑地は廃止の手続きを行っているが、市街地再開発事業での再構築を目指している。具体的には駅前広場の上部にイベントスペースや交流機能、憩いの場所といった機能を兼ね備えた約2,500平方メートルの上空デッキを整備する。また建築物の屋上に、約4,000平方メートルの広場を設け、そこで津田沼緑地の緑の機能を継承したいと考えている。現在の津田沼緑地は約5,000平方メートルで、駅前広場の上空デッキと屋上広場の合計で約6,500平方メートルとなり、今ある津田沼公園の機能を十分に継承できると考えている。

(入沢委員)

もう少し詳しく伺う。説明会に参加された方々より、小学校や中学校の受け入れが十分に出来るのかという、児童生徒の増加に対する心配の声があったと聞いている。また1,100戸のマンションによって、通勤通学等の人で駅周辺が過密になるのではという意見があったと聞いているが、それについてはどのようにお答えされたのか。

(都市再生課 星川係長)

学区は向山小学校を想定しており、長寿命化の改修により、30教室まで受け入れ可能であると教育委員会から聞いている。都市再生課で児童推計を行い、近隣の共同住宅5棟の住民基本台帳を基に導き出した、子供の発生率×安全率1.3で検証し、1,100戸程度のうちファミリータイプ960戸の場合に30教室で十分に対応可能であろうという結果となっている。

通学路については、現在津田沼ザ・タワーのお子様に向山小学校へ通っており、路面標示や電柱の注意看板の設置という形で通学路整備を行っている。子供の数が増えるため、場合によってはルート変更やルートを増やすといった対応も教育委員会と連携し検討したい。

(廣田会長)

入沢委員よろしいか。

(入沢委員)

様々な対策を取ろうとしている事は分かるが、奏の杜の開発の際に津田沼小学校で受け入れられず、谷津南小学校まで通学することになったのと同様の事が起こるのではないかと危惧している。小学校だけでなく、人口が急増して周辺のインフラ等が大丈夫なのかと心配している。この再開発事業の中で前提とされている、1,100戸を超えるマンション建設に関わる都市計画等については、私は見直しが必要だと思う。

もう1点質問させていただく。第7号議案の緑地の件だが、都市計画で緑地を20パーセント程度と位置付けるということだが、都市計画にはどのように明記をするのか伺う。

(廣田会長)

最後の質問だけお願いします。

(都市計画課 森川課長)

緑地の担保については、地区計画の計画書の中で広場として屋上レベルで約4,000平方メートル、建築物の緑化率の最低限度ということで、敷地面積に対して20パーセントと表記している。

(廣田会長)

急激な人口増に対して、慎重に検討を重ねるよという御意見だと思うので承る。その他いかがか。

(大宮委員)

第1号議案に関して、私も小学校の通学ルートについて指摘、質問する。向山小学校にということで、通学ルートの変更内容を今後考えていくということだが、奏の杜の開

発を振り返ると、現状500人以上が路線バスで谷津南小学校に通っていることを懸念する声を多くいただいている。今回開発するタワーマンションから向山小学校に、小学校低学年の子供が歩いて通うには厳しい環境にあると、前回の都市計画審議会でも御指摘させていただいた。それらを踏まえて、スクールバスを導入して、向山小学校に限らず袖ヶ浦小学校、秋津小学校といった周辺の小学校に児童数を分散させて、安全な通学手段を確保するということが必要かと考えるが、その点について御見解をいただきたい。

(廣田会長)

先ほどの質問と若干重複すると思うが、通学ルートの変更も含めて、詳細にお答えいただきたい。

(都市再生課 星川係長)

教育委員会と連携し協議をしているところであるが、ひとつのマンションから通う子供については、分散して配置するよりは、ひとつの学校に受け入れるという方針であり、今回に関しては向山小学校への通学校区の変更を検討していると聞いている。

(大宮委員)

児童の観点からそれが本当に正しいのか、今の御説明では私は納得できなかった。30学級増えるということが環境上良いのか、向山小に歩いてということが妥当かどうかは、改めて教育委員会と議論いただきたいと思う。奏の杜と同じようなことが繰り返されると、習志野市のレピュテーションも下がると思うので、ぜひ通学ルート、そして小学校の適正規模適正配置については教育委員会で引き続き議論し、最善の対応をしていただきたい。

(廣田会長)

大宮委員の御意見ももっともだと思う。子供の安全を確保することは、都市計画上の重要な課題だと考える。教育委員会との協議内容については、具体的な計算根拠や30教室の配置、どのようなバスルートになるのかということを含めて御提示いただきたい。その他いかがか。

(柴田委員)

第7号議案について意見を1点させていただく。津田沼緑地の廃止に伴い、緑地の機能を再開発する場所の2階デッキあるいは屋上広場で再構築すると御説明いただいた。具体的な中身については、今のところ面積や敷地の20パーセントと御説明をいただいているが、緑地の機能は面積だけではないはずである。例えば高木や中低木の本数の割合といったものが、自然生態系や都市内の緑地としての機能としてどのように維持、再構築できるのか、慎重に検討していただきたい。

(廣田会長)

御意見を参考に慎重に進めていただければと思う。その他いかがか。

(磯野委員)

同じく第7号議案についてお願いになるが、今回法的な裏付けのない緑地になるということであるが、緑の基本計画で都市内の緑の目標値が定まっていたと思う。新たに整備されたものが、緑の面積から外れないような取り組みをした方がよい。現状の緑の整備状況と整合を取っていただきたい。緑の豊かさは緑視率25パーセント以上だと「緑豊か」と認識されるという国交省の基準があったと思う。柴田委員からもあったように、高木の割合といった見え方を整備の際には御検討いただければと思う。

(廣田会長)

よろしく願います。その他いかがか。なければ次の議案に移らせていただく。

続いて第5号議案および第8号議案から第12号議案について事務局より説明願う。

**(4) 審議 付議第5号議案および付議第8号議案から第12号議案について**  
**(都市計画課 河合係長より資料に基づいて説明)**

(廣田会長)

だいぶ下水に関する御意見が多かったように思う。委員の皆様から御意見、御質問を伺いたい。

(荒木副会長)

鷺沼の開発において、いわゆる日照権や日当たりが悪くなるということが大分出てきたと思う。僕の解釈では高層地域は線路沿いになるため、この北側は線路になる。かなり広い線路なので、日照がどれだけ悪くなるのかがちょっと想像できない。高層による日照の悪化がどの程度予測されるのか。

(区画整理課 大和久課長)

実際のシミュレーションは行っていない。今回高さ制限で斜線型の第一種高度地区を都市計画決定をさせていただき、その法令を遵守し建物の建築をしていただくことで、日照権については守られていくという認識を持っている。

(廣田会長)

日影図は作られていないということか。

(区画整理課 大和久課長)

まだ具体的な建物計画が立っていないため、日影図は作成していない。

(廣田会長)

15階建てというと高さが60メートル位になる。ボリュームのシミュレーションはやって然るべきだと思う。そういった図面を用いて住民説明をするよう御検討いただければと思う。その他いかがか。

(木村委員)

第12号議案の中で貯留槽という言葉が出てきたが、奏の杜の公園は防災公園とも呼ばれており、防災井戸も設置されている。鷺沼の開発においては、防災井戸の設置についてはどのように考えているか。

(公園緑地課 金坂課長)

先ほど市の考え方でも述べさせていただいているが、公園に耐震性貯水槽等の施設の整備を行う予定で考えている。貯水槽なのか井戸なのかは、今後危機管理課と協議し決定していきたい。

(廣田会長)

容量はまだ決定していないということか。

(公園緑地課 金坂課長)

そうである。

(木村委員)

奏の杜でも実施しており、非常に大きな安心感を地域住民には醸し出しているため、前向きに検討し設置を要望する。

(廣田会長)

井戸は使った後の処理も色々問題があるため、防災に関しては総合的に慎重に検討していただきたい。その他いかがか。

(柴田委員)

第5号議案に関連した意見書に対する市の考え方について質問する。都市計画道路3・4・11号大久保鷺沼台線は、将来交通量推計において廃止しても影響は少ないことから令和4年3月18日に廃止したと御説明をいただいているが、ここで述べられている将来交通量推計には、今回の鷺沼地区の土地区画整理事業の住民が推計に含まれているのか。含まれていなかった場合、含んだ場合も同じ結論になりうるか。

(廣田会長)

廃止に至った検討では、この鷺沼の開発を人口として検討に入れているかどうかお答えいただきたい。

(都市計画課 森川課長)

平成29年度から都市計画道路の見直し作業を開始し、平成20年度の東京都市圏パーソントリップ調査と、平成24年に千葉県が取りまとめた将来交通需要推計を基に交通量推計を行った。今回の鷺沼地区の開発人口も見込んだうえで推計を出している。

(廣田会長)

その他いかがか。

(入沢委員)

地元住民の皆さんは下水について関心が高く、危機感を持っておられる。それについてもう少し詳しく、どのように皆さんの不安を解消する取り組みをするのか伺う。

(都市計画課 河合係長)

本日説明員として下水道課は出席していないが、都市計画課で分かる範囲でお答えする。浸透施設等を区画整理事業に合わせて設置することで、下水道の処理能力に合わせた雨水流出抑制対策を行う。また区画整理事業とは別の事業であるが、梅林公園から袖ヶ浦地区に向かって、新たな雨水の放流管きよを作っており、それらの処理能力も加味し、適切に排水できるよう計画されている。

(廣田会長)

この件は鷺沼の計画が始まった時から、「適正に対応している」、「計算上は大丈夫だ」等、御説明をいただいているが、どの位の雨量に対して何時間対応可能なのか、管の径や浸透性の範囲、どれ位の容量を賄えるのかという数値をお示しいただければ、住民の方も不安なく御協力いただけるのではないかと。具体的なエビデンスを示す方が共通理解できるのではないかと。概算で結構なので検討いただきたい。防災井戸についても、人数や日数の想定をお示しいただくことを御検討いただきたい。その他いかがか。

(入沢委員)

人口の規模感についての考え方を伺いたい。6,800人の新たな街が作られるということで、そこに居住する方が快適に、また周辺の方が安心できるのかが大切になる。50学級を超える新たな学校を作ると聞いているが、無謀な計画ではないか。大規模マンションが建設される中高層住宅の地域を見直し、低層や中低層住宅に切り替えることも必要ではないか。他にも公的な保育所や公民館を設置する計画はないと聞いている。あまりにも居住者の生活の質にそぐわない計画だと思う。見直しが必要だと思うがいかがか。

(廣田会長)

大分総論的な話であるが、具体的にはまずは小学校の規模についての考え方をお答えいただきたい。

(区画整理課 大和久課長)

小学校の規模については教育委員会で決定することになるが、最大50学級を想定していると聞いている。現行の鷺沼小学校が手狭であるためこちらに建て替える。保育所については、周辺施設への入所や、新たな民間施設の設置について組合や開発事業者に要請していきたい。公民館等の公共施設は、公共建築物再整備計画の中で新たに鷺沼地区には設置しないという考えである。

(廣田会長)

今後改めてどのような公共サービスを考えているのかをお示しいただけると期待する。順次計画を進めていただきたい。学校規模は計画年度をずらすことで抑えられる。一気に計画を進めると一気に高齢化が進むという問題もある。学校を作る際の転用の計画が重要になると思う。長期計画や経年変化についての考えを住民に示していただきたい。委員から貴重な意見をいただいているが、住民からの意見にも丁寧に対応し、慎重に検討していただきたい。その他いかがか。

(宍倉委員)

鷺沼台4丁目から鷺沼小学校に通う児童が、鷺沼東跨線橋を通ることになると思う。全体計画が分からないのではっきりしたことは言えないが、建物の形状によって小学生が風の影響をどの位受けるのか、風洞実験を含めて細かい検討をされた方がよろしいと思うので提案する。

(廣田会長)

風の影響についても慎重に御検討いただきたい。その他いかがか。

(磯野委員)

意見書を拝見すると、周りの方は今の住環境の変化に重きを置いていると感じた。先程荒木副会長からもあったが、建物ボリュームは距離が分かれば見え方の大きさは角度で算出できる。60メートルのマンションでも距離が離れる程、視界を占める範囲はその分小さくなるので、圧迫感も軽減される。数値データで追える部分なので、それをもって周りの住民の方の不安を解消していただければと思う。

(廣田会長)

その他いかがか。

(大宮委員)

今後実際に事業を進めていく際には、地権者だけでなく周辺住民の要望をしっかりと聞き実際の事業者に伝えていただき、持続する魅力のあるまちづくりを市として主導していただきたいと要望する。

(廣田会長)

地権者以外の声も大切にしていきたいという御意見だと思う。その他なければ次に移らせていただくがよろしいか。

(委員一同)

異議なし。

(廣田会長)

それでは各議案について順次個別にお諮りさせていただく。

まず、付議第1号議案、習志野都市計画第一種市街地再開発事業の決定について、案の通り決定することに御異議あるか。入沢委員どうぞ。異議について御説明いただきたい。

(入沢委員)

1号、2号、3号、4号共通なので、まとめて指摘をさせていただく。1, 100戸を超えるタワーマンションが建設されるという事で、住民の皆さんからも小学校や中学校等の環境がしっかりと守られるかが心配されている。この規模のマンションを建てることを前提とした計画には賛成できない。

(廣田会長)

入沢委員は、この規模の開発には反対ということで、1号議案、2号議案、3号議案、4号議案について共通で反対という御意見である。それについて何か御意見はあるか。なければ入沢委員を除いて、案の決定に御賛同いただけるか。

(委員多数)

異議なし。

(廣田会長)

続いて付議第2号議案、習志野都市計画高度利用地区の決定につきましてお諮りする。この案の通り決定することに議異議あるか。

(入沢委員)

先ほどの通りである。

(廣田会長)

先ほど入沢委員は反対という御意見であったが、他の皆様は御異議あるか。

(委員多数)

異議なし。

(廣田会長)

続いて付議第3号議案、習志野都市計画特定街区の変更についてお諮りする。案の通り決定することに御異議あるか。

(委員多数)

異議なし。

(廣田会長)

続いて付議第4号議案、習志野都市計画地区計画(津田沼駅南口駅前地区)の決定について、案の通りの決定に御異議あるか。

(委員多数)

異議なし

(廣田会長)

続いて第5号議案、習志野都市計画道路の変更について、案の通りの決定に御異議あるか。

(委員一同)

異議なし。

(廣田会長)

付議第6号議案、習志野都市計画駐車場の変更について、案の通りの決定の御異議あるか。

(委員一同)

異議なし。

(廣田会長)

続いて付議第7号議案、習志野都市計画緑地の変更について、案の通り決定することに御異議あるか。

(入沢委員)

異議あり。その理由を申し上げる。現在津田沼公園として利用されている緑地を解消ということである。その代替施設は地区計画で位置付けると説明いただいたが、将来にわたり今の緑地機能が維持できる確証は得られなかった。市民の皆さんが利用できる緑地を維持していただきたいと指摘し、反対させていただく。

(廣田会長)

何人かの委員からも長期計画等との整合性についての御意見があった。慎重に計画を進めていただきたい。入沢委員の御意見について何かあるか。それでは第7号議案について、案の通りの決定でよろしいか。

(委員多数)

異議なし。

(廣田会長)

続いて付議第8号議案、習志野計画用途地域の変更について案の通りの決定に御異議あるか。

(入沢委員)

8号、9号、10号、11号に反対させていただく。その理由については先ほど触れたが、6, 800人の街を作るわけだが、学校や保育所、公民館の計画が見えていない。中高層住宅から低層住宅または中低層住宅への計画の変更が必要であると申し上げ、反対の理由とさせていただく。

(廣田会長)

8号議案から11号議案まで、入沢議員が反対という御意見であるが、これについて意見質問等あるか。なければ8号議案について、入沢委員を除き御賛同いただけるか。

(委員多数)

異議なし。

(廣田会長)

続いて付議第9号議案、習志野都市計画高度地区の変更についてお諮りする。案の通り決定することに御異議あるか。

(委員多数)

異議なし。

(廣田会長)

続いて付議第10号議案、習志野都市計画防火地域及び準防火地域の変更についてお諮りする。案の通りの決定に御異議あるか。

(委員多数)

異議なし。

(廣田会長)

付議第11号議案、習志野都市計画地区計画(鷺沼地区)の決定について、案の通り決定することに御異議あるか。

(委員多数)

異議なし。

(廣田会長)

最後に付議第12号議案、習志野都市計画公園の変更について、案の通りの決定で御異議あるか。

(委員一同)

異議なし。

(廣田会長)

全員異議なしと認める。それでは整理させていただく。第1から第4、第7から第11号議案については入沢委員を除いて異議なし。残りの第5、第6、第12号議案については全員異議なしという結果である。

## 【日程第5】 報告

(廣田会長)

続いて日程第5「報告」に移る。習志野都市計画生産緑地地区の変更について説明を願う。

### (5)報告 習志野都市計画生産緑地地区の変更について

#### (都市計画課 梅田主査より資料に基づいて説明)

(廣田会長)

事務局からの御説明について御意見、御質問等あればいただきたい。ないようなので、以上で報告事項、習志野都市計画生産緑地地区の変更についてを終わらせていただく。

## 【日程第6】 その他(事務連絡等)

(廣田会長)

日程第6「その他」として事務局から連絡等あればお願いします。

(都市計画課 河合係長)

今後の予定についてお知らせする。本日御審議いただいた第1号議案から第12号議案については、9月頃を目途に千葉県との法定協議を行っていく。その後10月頃の告示を目指して取り組んでいきたい。

(廣田会長)

ただいまの説明に御質問等あるか。ないようなので、以上で「その他」を終了する。本日の日程は以上となる。これをもって令和6年度第2回習志野市都市計画審議会を閉会する。

## 7 所管課名

都市環境部 都市計画課

電話番号 047-451-1151 (内線271)